

# 省エネ対策事業に対する支援制度

## 1 金融上の助成措置

省エネ対策事業に対し、金融上の優遇制度があります。

対象事業	機関	金利	融資比率
<b>総合省エネルギー推進事業</b> (1) 省エネルギー対策事業 省エネルギー対策事業とは以下の事業を指します。 ① エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき承認を受けた事業者等が建築物の建築(増改築を含む)を行う場合において、承認設備等の設置又は改善を行う事業で、承認事業計画においてエネルギー使用の合理化に資するものとして特定されている事業 ② エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づき、オフィスビル、デパート、ホテル等の設置者が作成する中長期計画達成に必要な建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資する事業 ③ 省エネ法に基づき特定機器の判断基準を満たす機械器具等(以下「トップランナー機器」という。)の製造設備の設置又は改善を行う事業 ④ 産業部門以外でエネルギー利用効率が10%以上向上する事業 ⑤ 一次エネルギー利用効率が60%以上で出力50kW以上のコージェネレーションシステム整備事業 (2) 産業部門省エネルギー推進事業 以下の事業で、年間原油換算100kL以上に相当するエネルギーの削減が可能となるもの ア) エネルギー有効利用 廃熱等の未利用エネルギーを回収するための付加設備又はエネルギーの使用効率を改善するための設備の設置を行う事業(ESCO事業・ESP事業を含む)で、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの イ) エネルギー有効利用型産業用承認設備導入促進 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づき承認を受けた事業者が工場又は事業場において承認設備の設置又は改善を行う事業で、承認事業計画においてエネルギー使用の合理化に資するものとして特定されているものに係るもの (3) 建築物省エネルギー推進事業 省エネ性能の向上に資する改修事業(ESCO事業・ESP事業に限る) (4) 省エネ法に基づくトップランナー機器の取得事業 (5) 電力負荷平準化事業 電力負荷平準化に資する以下の設備(深夜電力利用電気温水器を除く) ア. 蓄熱式空調・給湯設備 イ. 蓄熱式暖房装置 ウ. その他電力負荷平準化に資する設備 エ. 都市ガス冷房設備 (ア.及びウ.については、昼間における冷暖房等に要する電力負荷を夜間に5%以上移行できるものに限る。また、エ.については冷房能力が100冷凍t~5万冷凍tのもの。但し、直焚一重効用冷房設備及び蒸気式一重効用冷房設備を除く。) 風力発電施設整備事業(出力1200kW以上) 太陽光発電施設整備事業(出力150kW以上)、非設備資金(資金調達の支援等を行う事業)を含みます。 燃料電池整備事業(出力100kW以上で、廃熱を利用し、一次エネルギー利用効率が65%以上のもの) バイオマスエネルギー施設整備事業	日本政策投資銀行 沖縄公庫	政策金利Ⅰ※1 政策金利Ⅰ※2 政策金利Ⅰ※3 政策金利Ⅰ※4	50% 40% 50% 40%

※1 ①、②、③については、エネ特会計からの利子補給があります(但し、①、②の事業でエネ特会計からの利子補給を受け、かつESCO事業・ESP事業として行われる事業は政策金利Ⅱ)。

※2 エネ特会計からの利子補給を受けるもの又はESCO事業・ESP事業として行われるもの又はエネルギー使用効率が20%以上向上するものは政策金利Ⅱとなります。

※3 エネ特会計からの利子補給があります(利子補給を受けるものに限り政策金利Ⅱ)。

※4 都市ガス冷房装置については、エネ特会計からの利子補給があります(利子補給を受けるものに限り政策金利Ⅱ)。

### 〈中小企業用〉

対象事業	機関	金利
<b>省エネルギー施設関連</b> ① 省エネルギー施設を取得するために必要な資金(ESCO事業者がリース・レンタル用に取得する場合を含む。) ② リース・レンタル事業者が自走式作業用機械設備を取得するために必要な設備資金	中小公庫 国民公庫 沖縄公庫	特別利率①
<b>特定高性能エネルギー消費設備導入等促進</b> ① 特定高性能工業炉、高性能ボイラー等を設置するために必要な設備資金 ② 現在の工業炉、ボイラーを高性能工業炉、高性能ボイラーと同様の性能にするための特定の付加設備を設置するための設備資金	中小公庫 国民公庫 沖縄公庫	特省エネ利率B
<b>石油代替エネルギー</b> 石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金	中小公庫	特別利率①、② 特代エネ利率

詳細は省エネルギーセンターホームページに掲載しています(<http://www.eccj.or.jp/promote/O6/index.html>)。

## 2 補助金制度

省エネ効果又はCO<sub>2</sub>削減効果の高い事業に対して種々の補助金制度があります。

事業概要	補助対象者	補助率等	実施機関
<b>エネルギー使用合理化事業者支援事業</b> (1) 省エネ設備・技術の導入に必要な費用の一部を補助。 (2) 複数の工場、事業所間において、エネルギーの相互融通等により省エネを行うための設備・技術の導入に必要な費用の一部を補助。	全業種	(1) 事業者単独事業:1/3相当額 (2) 複数事業者連携事業:1/2相当額	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
<b>民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業</b> (1) 民生・運輸部門において、新たな省エネ手法や設備機器の導入により今後の省エネ施策に繋がるモデル事業に必要な費用の一部を補助。 (2) 構想段階のシミュレーション調査等(FS事業)の費用の一部を補助。	地方自治体、 民間事業者等	(1) モデル事業: 1/2相当額 (2) FS事業:定額 (上限は2千万円)	
<b>住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業</b> (1) 住宅・建築物に省エネ性の高い高効率エネルギーシステムの導入に必要な費用の一部を補助。 (2) 業務用省エネ管理システム(BEMS)の導入に必要な費用の一部を補助。	民間事業者等	(1) 住宅・建築物に係るもの:1/3相当額 (2) BEMS導入支援事業:1/3相当額	
<b>地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業</b> 地方公共団体等が新エネルギー・省エネルギー「ビジョン」策定に要する費用及びフィージビリティスタディに要する費用の一部を補助。	地方自治体等	定額	
<b>新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業</b> 営利を目的としない民間団体等が営利目的でない新エネ・省エネの普及啓発事業に要する費用の一部を補助。	NPO、公益法人等	1/2以内	
<b>エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業</b> エネルギー供給事業者と地方公共団体が策定した導入計画に基づく導入事業・広報等事業に対し補助。 (住宅に係るものおよび建築物に係るもの)	エネルギー供給事業者、地方公共団体等	1/2または定額(1/2相当)等	
<b>先進的負荷平準化モデル事業</b> 新設又は既設の工場・事業所における、定格出力が250kW以上の電力貯蔵用二次電池(NAS電池・レドックスフロー電池・鉛蓄電池等)、又は蓄熱式空調システム(セントラル空調方式)の導入事業であって、高い負荷平準化効果が見込まれる需要側設備の導入事業に必要な費用の一部を補助。	全業種(地方自治体を含む)	1/3以内	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター
<b>高効率給湯器(エコキュート)導入促進事業</b> CO <sub>2</sub> 冷媒を使用し、エネルギー消費効率(COP)が家庭用は4.0以上、業務用は3.5以上であるエコキュートのうち、日本エレクトロヒートセンターが指定したものを(リース含む)を導入する費用の一部を補助。	家庭を含む全業種	家庭用、業務用とも定額	有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター
<b>高効率空調機導入支援事業</b> 高効率空調機(蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空調機と設備の室外機あるいは熱源機)を建築物等に導入するのに必要な費用の一部を補助。 (1) 当該事業で導入する機器単体の冷房(冷却)能力が28kW以上。 (2) 冷媒にオン層を破壊する物質が使用されていないこと。 (3) COPを一次エネルギー換算した値が、空冷機器(チリングユニット)1.32以上、空冷機器(ビルマルチエアコン等)1.44以上、水冷機器(チリングユニット)1.89以上、水冷機器(ターボ冷凍機)2.21以上であること(冷暖房兼用の機器については双方の平均値とする)。	高効率空調機を導入する民間事業者(業務部門)等(地方自治体を含む)	(1) 新設の場合(増設含む):高効率空調機本体に係る機器購入費用と従来機器購入費用との差額の1/3相当額 (2) リニューアルの場合:高効率空調機本体に係る機器購入費用の1/3相当額	
<b>エネルギー多消費型設備天然ガス推進補助事業</b> 石炭・石油等の燃料を使用する工業炉、ボイラー等の燃焼設備を天然ガスを主原料とするガスへ燃料転換した事業者に対し、その設備変更等に要する経費の一部を補助。	全業種	1/3以内(天然ガスパイプ1/2以内)	有限責任中間法人都市ガス振興センター
<b>高効率給湯器導入支援事業(都市ガス)</b> 次に掲げる各機器の要件に適合する場合、導入に必要な費用の一部を補助。 <b>潜熱回収型給湯器</b> (1) 潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上であること。 (2) 都市ガスを使用していて、定格給湯能力が60号以下であること。 (3) 都市ガス振興センターが指定した給湯器であること。 <b>ガスエンジン給湯器</b> (1) 小出力発電設備であること。 (2) 総合効率が80%以上であること。 (3) エンジンの排熱を回収し、回収熱を有効利用できる機構をもっていること。 (4) 都市ガスを使用していること。 (5) 貯湯容量が120リットル以上であること。 (6) 都市ガス振興センターが指定した給湯器であること。	高効率給湯器を導入する個人、民間事業者等	定額	
<b>天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業</b> 天然ガスコージェネレーションと建築物間での熱の融通を組み合わせたシステムを導入するモデル事業に必要な費用の一部を補助。 (1) 建築物とはオフィスビル等の民生用建築物である。ただし、賃貸用の集合住宅を含む。 (2) 本システムが導入され、2以上の建築物(以下「建築物群」という)間で熱の融通が行われること。 (3) 本システムが天然ガスコージェネレーション、排熱利用設備、熱を融通するための導管で構成されていること。 (4) 建築物群全体の省エネ率が5%程度以上であること。 (5) 建築物群全体のCO <sub>2</sub> 削減率が10%程度以上であること。 (6) 熱供給事業法による熱供給事業でないこと。	本システム建築物を導入する事業者(地方自治体を含む)	補助率:1/3以内 補助金上限額:2億円/1補助事業	
<b>高効率給湯器導入支援事業(LPガス)</b> 次に掲げる各機器の要件に適合する場合、導入に必要な費用の一部を補助。 <b>潜熱回収型給湯器</b> (1) 潜熱回収熱交換器、給湯熱効率が90%以上であること。 (2) LPガス使用、定格給湯能力が60号以下であること。 (3) 日本LPガス団体協議会が指定した給湯器であること。 <b>ガスエンジン給湯器</b> (1) 小出力発電設備であること。 (2) 総合効率が80%以上であること。 (3) エンジンの排熱回収熱を有効利用する貯湯槽を持つこと。 (4) LPガスを使用していること。 (5) 貯湯容量が120リットル以上であること。 (6) 日本LPガス団体協議会が指定した給湯器であること。	高効率給湯器を導入する個人、民間事業者等	定額	日本LPガス団体協議会
<b>環境対応型高効率業務用ボイラー等導入効果実証事業</b> 石油連盟が指定した環境対応型高効率業務用ボイラー等を導入し、その効果を検証する者(モニター実施者)に対して導入に必要な費用の一部を補助。	モニター実施者	補助対象となる費用の1/5又は上限額のいずれか低い金額	石油連盟

※出典:各実施機関のパンフレット・ホームページから要約したものです。適用に当たっては必ず各機関にご確認ください。《財団法人省エネルギーセンター発行の「業務用ビルにおける省エネ推進の手引き2007/0228」p13~p14より》